

事 務 連 絡

平成 30 年 6 月 13 日

各 正 会 員

事 務 局 長 様

公益社団法人全国産業資源循環連合会

専務理事 森 谷 賢

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令及び石綿障害予防規則等の一部を
改正する省令の施行等について（周知依頼）

当連合会の事業の運営につきましては、日頃から格別のご協力を賜りまして厚く
御礼申し上げます。

さて、標題の件につきまして、厚生労働省労働基準局より当連合会に対し、別紙
のとおり周知依頼がございました。

平成 30 年 6 月 1 日に施行されました労働安全衛生法施行令の一部を改正する政
令及び石綿障害予防規則等の一部を改正する省令では、石綿の分析の精度の向上及
び石綿の調査を行う者の能力の向上を図るため、分析・教育用の石綿等を入手しや
すくする等の改正を行っております。

つきましては、貴職におかれましても、貴協会会員に対し周知いただく等、格段
のご配慮、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。